

道路災害復旧事業のタイムラインに沿った入札契約方式の適用に関する調査

国土技術政策総合研究所 ○木地 稔 国土技術政策総合研究所 光谷 友樹
 国土技術政策総合研究所 中洲 啓太 国土技術政策総合研究所 木村 泰
 国土技術政策総合研究所 林 基樹 国土技術政策総合研究所 秋元 佳澄

1. はじめに

国土交通省が平常的に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点から、会計法上の原則である一般競争入札が用いられている。しかし、近年頻発している大規模な自然災害発生時には、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月）」（以下、「旧災害復旧ガイドライン」）に基づき、随意契約や指名競争入札が適用されている。しかしながら、旧災害復旧ガイドラインでは業務に関する記載が無いことや、随意契約の適用条件がわかりづらいことなどが課題となっていた。

国土技術政策総合研究所（以下「国総研」）では、近年の災害復旧における入札契約の状況を、入札契約方式とその背景にある実施場面を踏まえたタイムラインに沿って整理すること等により、それらの課題を解消する考え方を提案し、令和3年5月に改正された災害復旧ガイドラインに反映された。

2. 調査対象災害及び方法

調査対象とした近年の大規模災害を表-1に示す。これらの大規模災害における入札契約データの整理や地方整備局の発注担当者へのヒアリングにより、災害復旧における入札契約方式の適用状況や課題を把握した。

表-1 調査対象災害

災害名	地方整備局
平成28年熊本地震	九州
平成29年7月九州北部豪雨	九州
平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	中国
令和元年東日本台風	東北・関東・北陸

3. 入札契約方式の適用状況

道路災害復旧事業における入札契約方式の適用状況（タイムライン）のうち、平成28年熊本地震を例示する（図-1）。熊本地震の復旧においては、応急復旧段階では、堤防補修、道路復旧、斜面防災対策等、工事・業務ともに随意契約が適用されている。本復旧段階では、多くは一般競争入札が適用されているが、二重峠トンネルや阿蘇大橋等の主要構造物の詳細設計業務では随意契約が適用されている。また、早期復旧や発注者体制の強化を図るために発災直後からTEC-FORCE、リエゾン、応援職員、権限代行等の活用といった発注者間の連携・協力による体制確保が行われた。さらに事業促進PPPが適用されたり、本復旧の工事にあたる二重峠トンネルの工事では、工期短縮を図るため技術提案・交渉方式が適用されたりして、入札契約方式の選定に様々な工夫がなされている。

発災 H28/4/16	業務	工事
被災状況把握 緊急度	【随契・河川】堤防補修復旧工事に係る業務	【随契・河川】堤防補修復旧工事
	【随契・道路】道路復旧、斜面防災対策、橋梁復旧、トンネル復旧等に係る業務	【随契・道路】道路復旧、斜面防災対策、橋梁復旧、トンネル復旧等工事
応急復旧	H28/6/30【随契・道路】二重峠トンネル詳細設計業務	H28/9/9【道路】古城地区工事用道路工事
	H28/9/1【随契・道路】阿蘇大橋外設計業務	H28/9/30【一般・道路】阿蘇大橋地区工事用道路工事
	H29/4/3【公競】北側復旧ルート事業監理業務	H29/3/10【ECl】二重峠トンネル工事(阿蘇工区・大津工区)
本復旧		

- 応急復旧段階では、工事、業務ともに、随契で対応（堤防補修、道路補修、斜面防災対策等）
- 本復旧段階においても、阿蘇大橋、二重峠トンネルの詳細設計業務において随契で対応
- 早期復旧、発注者体制の強化を図るため、事業促進PPPを適用
- 本復旧の工事においては、技術提案・交渉方式を活用

図-1 入札契約方式の適用状況（平成28年熊本地震）

4. 入札契約方式適用に関する課題

近年の災害復旧における入札契約方式の適用状況としては、災害に備えて平常時に災害協定が締結され、発災後の被害状況の把握や応急復旧段階では、協定締結者との随意契約が活用されている。しかしながら、熊本地震でみられるような本復旧段階での随意契約の適用については、事例によっては一般競争入札を多く適用する等、各々状況が異なっている。発注者へのヒアリングの結果、旧災害復旧ガイドラインに業務の記載が無いこと、工事の適用場面の記載が少ないことから（表-2）、本復旧において早期着手・早期復旧のために随意契約が望ましい場合においても、その適用がためらわれていたことがわかった。業務、工事を問わず、本復旧以降の入札契約方式の適用条件の明確化が課題となっていた。

表-2 随意契約を適用する工事例
(旧災害復旧ガイドライン)

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設の復旧
本復旧	孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧

5. 入札契約方式適用の改善方法の提案

随意契約の適用が事例によって異なっている状況を踏まえ、本復旧でも随意契約を適用できる場面や適用の考え方を具体化する必要があった。

そこで、有すべき機能・性能の回復のため緊急性の高い具体的な事例を抽出した。例えば仮橋設置後の本復旧段階にあっても、小さな余震でも通行止めになる等、住民生活に著しい支障が生じる場面があり、目的物が有すべき機能・性能を回復するまで、随意契約の適用を可能とする考え方を提案した（図-3）。

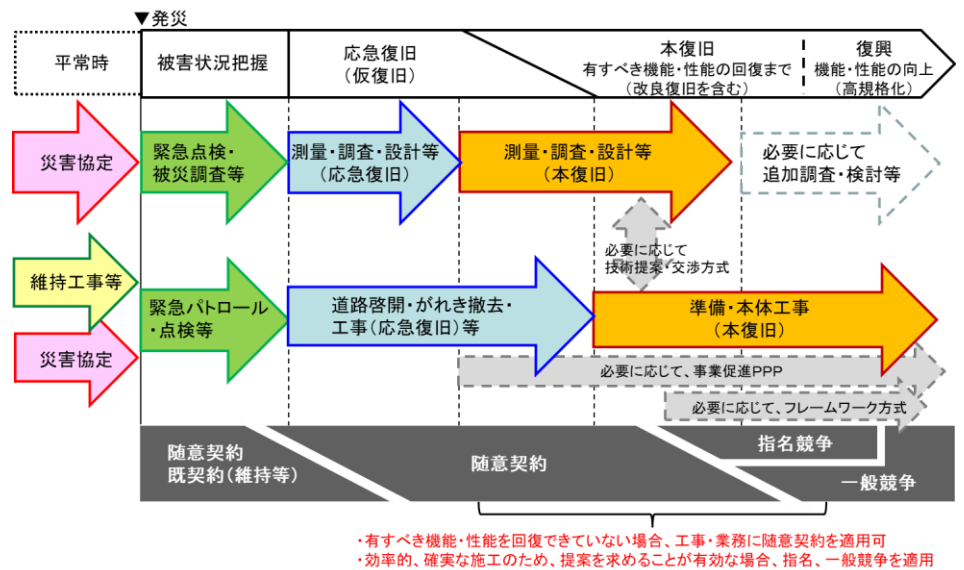


図-3 災害復旧における入札契約適用の考え方

6. 改正災害復旧ガイドライン¹⁾への反映

国総研によるこれまでの研究・提案をふまえ、災害復旧のさらなる迅速化・円滑化を図るため、令和3年5月に改正された災害復旧ガイドラインには以下の内容が反映された。

- ・ 工事、業務双方で随意契約や指名競争入札等の適用条件を明確化
- ・ 随意契約の具体的適用場面例を充実（表-3）、本復旧でも有すべき機能・性能の回復までとする適用場面を記載（図-3）
- ・ 地方自治体での活用を念頭に、直轄との相違点や留意点を示す
- ・ 技術提案・交渉方式や事業促進 PPP については、導入事例の増加などをふまえて最新知見を反映
- ・ 適用事例集は別冊に移行し、柔軟に更新

7. まとめ

今後は被災状況や具体的な場面、工種を併せて事例集として記載し共有することで、担当者が最適な手続きを迅速に進める参考となり、災害の早期復旧につながるよう研究を続ける予定である。

参考文献

1) 災害復旧ガイドライン（国総研社会資本マネジメント研究室 HP）：<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/5saigai.html>

表-3 随意契約を適用する工事例
(改正災害復旧ガイドライン)

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等